

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間等

(1) 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正及び職員からの要望等に応じて、弾力的に変更できるものとし、平成 32 年度において中間見直しを行う。

2 計画期間中の目標及び対策

目標 1 出産及び育児に関する休暇等の制度の活用促進

子育て等を行う職員の就業と家庭生活との両立を支援するため、子育て等に関する支援制度を活用しやすい環境を整備する。

【目標達成のための対策】

(1) 制度の周知

本法人の休暇、休業及び勤務時間に係る支援制度を周知し、積極的な活用を促進する。

① 妊娠中及び出産後の女性職員に対する支援制度

| | 妊娠中に利用できる制度 | 出産後に利用できる制度 |
|------|---|--|
| 特別休暇 | ア 妊婦の業務軽減休暇 イ 妊婦の通勤緩和休暇 ウ 妊産婦通院休暇 エ 産前休暇 | ア 産後休暇 イ 育児休暇 ウ 子の看護休暇 |
| 休業 | — | ア 育児休業 イ 育児部分休業 |
| 勤務時間 | — | ア 育児短時間勤務 イ 早出遅出勤務 ウ 深夜勤務の制限 エ 時間外勤務の制限 |

② 配偶者が妊娠又は出産した男性職員に対する支援制度

| | 配偶者の妊娠中に利用できる制度 | 配偶者の出産後に利用できる制度 |
|------|-----------------------|--|
| 特別休暇 | ア 配偶者出産休暇 イ 育児参加休暇 | ア 配偶者出産休暇 イ 育児参加休暇 ウ 子の看護休暇 |
| 休業 | — | ア 育児休業 イ 育児部分休業 |
| 勤務時間 | — | ア 育児短時間勤務 イ 早出遅出勤務 ウ 深夜勤務の制限 エ 時間外勤務の制限 |

(2) 出産・育児休業取得者の代替要員の確保

出産・育児休業中の職員の代替職員として、非常勤講師及び非常勤職員の採用や、派遣職員を活用することで、休業中に職員が安心して育児に専念できるようにする。

(3) 育児休業中の事務職員の能力の開発及び向上等

育児休業中の事務職員の希望に応じて、通信教育講座の情報を提供し、受講した際には経費の助成を行う。

目標 2 年次休暇の利用促進

職員の子育てに年次休暇を有効に活用するため、年次休暇を利用しやすい職場環境を整備する。

【目標達成のための対策】

(1) 年次休暇の計画的利用

年次休暇利用計画表を作成し、年次休暇の計画的利用を推進する。

(2) 所属長の率先行動と働きかけの強化

職員が積極的に年次休暇を利用できるように、所属長は事務処理体制の整備に努めるとともに、自らが率先して年次休暇の利用に努める。

特に、例えば次のような時に職員が年次休暇を利用するよう、強く働きかける。

(例) ゴールデンウィーク

子どもの春休み、夏休み、冬休み

子どもの入学式、卒業式、授業参観、学芸会、運動会などの学校行事やPTA活動

家族の誕生日、結婚記念日

目標 3 総勤務時間の縮減

職員の子育てに要する時間を確保するために、時間外勤務及び休日勤務を縮減するなどし、総勤務時間を減らすための取組を推進する。

【目標達成のための対策】

(1) 定時退勤の推進

ア 事務職員については、職員が自宅で育児を行うことができるように、定時退勤日を設定するなどし、時間外勤務を縮減する。

イ また、裁量労働制が適用される教員については、育児の必要な時間帯にできるだけ在宅できるように、自ら勤務時間を管理することで総勤務時間の縮減に努める。

ウ 特に所属長は、自らが率先して定時退勤に努め、職員が帰宅しやすい環境を整えとともに、時間外勤務命令に当たっても、その必要性を十分に点検し、できるだけ短時間で終了するよう業務上の配慮を行う。

(2) 担当授業科目・事務分担の見直し

特定の職員に業務量が偏り、結果的に総勤務時間又は時間外勤務が増大することを防止するため、業務の状況を勘案しつつ、担当授業科目や事務分担の見直しを積極的に行う。

(3) 業務の簡素合理化

既存業務について積極的な見直しを行い、業務の簡素化及び合理化を推進するとともに、新規業務についてはその必要性、業務量及び遂行方法等について十分検討することで、既存業務と併せた総業務量が増大しないよう努める。

(4) 学内会議の制限

学内職員が出席者となる会議については、緊急に開催する必要がある場合や、他の時間帯に開催することができない場合を除き、原則として午後5時以降には行わない。

(5) 必要な人員の確保

時間外勤務等が恒常的に行われ、事務分担の見直しなどの措置を講じても、総勤務時間の縮減が図られない場合には、業務推進体制を改善するために必要となる人員の確保に努める。

<参考>

○子育てに関連する特別休暇

| 休暇の区分 | 事由 | 期間 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|---------------|------|--|----------|--------|-----------------------------|----------------|--------|--------------|--------|--------|--------|
| 妊婦の業務軽減休暇 | 妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間 | | | | | | | | | | | | |
| 妊婦の通勤緩和休暇 | 妊娠中の女性職員について、その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間 | | | | | | | | | | | | |
| 妊産婦通院休暇 | 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期間</th> <th colspan="2">付与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠満23週まで</td> <td>4週間に1回</td> <td rowspan="5">医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数</td> </tr> <tr> <td>妊娠満24週から満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠満36週から出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間</p> | 妊娠期間 | 付与期間 | | 妊娠満23週まで | 4週間に1回 | 医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数 | 妊娠満24週から満35週まで | 2週間に1回 | 妊娠満36週から出産まで | 1週間に1回 | 産後1年まで | その間に1回 |
| 妊娠期間 | 付与期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 妊娠満23週まで | 4週間に1回 | 医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数 | | | | | | | | | | | | |
| 妊娠満24週から満35週まで | 2週間に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 妊娠満36週から出産まで | 1週間に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 産後1年まで | その間に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 産前休暇 | 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 | | 出産の日までの申し出た期間 | | | | | | | | | | | |
| 産後休暇 | 女性職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） | | | | | | | | | | | | |
| 育児休暇 | 生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合 | 女性職員の場合は1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間、男性職員の場合は1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間 | | | | | | | | | | | | |
| 生理休暇 | 生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合 | 申し出た必要な期間 | | | | | | | | | | | | |
| 配偶者出産休暇 | 職員の妻が出産する場合 | 3日の範囲内の期間 | | | | | | | | | | | | |
| 育児参加休暇 | 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合 | 5日の範囲内の期間 | | | | | | | | | | | | |
| 子の看護休暇 | 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 | | | | | | | | | | | | |